

横浜市こころの健康相談センター所報
第 19 号
(令和 2 年度)

横浜市こころの健康相談センター
(精神保健福祉センター)

「こころの健康相談センター」所報第19号の発行に際して

こころの健康相談センターは、精神保健福祉法に定められた横浜市の「精神保健福祉センター」として20年目の活動に入りました。ここに、令和2年度事業をとりまとめ、横浜市こころの健康相談センター所報第19号として皆様のお手元にお届けいたします。当センターの活動にご協力いただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

令和2年度は、4月に緊急事態宣言が発出されたことに始まり、新型コロナウイルス感染症感染拡大により当センターの業務も大きく影響を受けた1年でした。長引く人との交流の自粛や新しい生活様式への転換など、日常生活でのストレスや先の見通しのつかない不安に対し、ホームページやSNSを活用した情報発信等、より一層こころの健康を守るための活動をしてまいりました。

「こころの電話相談」においても、新型コロナウイルス感染症に関連した相談を受け止めるための体制を整え、療養者に対しては「療養されている方へのこころの健康相談窓口」を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の影響は健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには休業、失業等により自殺リスクが高まる可能性があったことから、インターネットを活用した相談事業では、検索連動広告の範囲を増やし、より専門相談へ繋がるよう取り組みを強化しました。自死遺族の集い「そよ風」は、新型コロナウイルス感染症の影響で4～5月中止しましたが、6月以降は、時間を短縮するなどの工夫をして開催し、延べ62名が参加されました。加えて自殺対策強化月間は従来の街頭キャンペーンに変え、9月は県の自殺対策カラーである緑のライトアップによる啓発、3月は若年層・女性をターゲットとしてリーフレットや相談先の配布を実施しました。

依存症対策事業では、令和2年3月に当センターを依存症相談拠点に位置付けたことにより、連携強化への取り組みの一つとして、依存症関連機関連携会議を開催しました。横浜市内には、回復施設が多くあるという強みを生かし、行政、医療、保健・福祉、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、依存症の問題でお悩みの方々が支援にアクセスしやすいようなネットワークの構築に向け、関係機関の皆様と情報共有や意見交換を行うことができました。

また、当センターが主催する研修や会議等の多くもコロナウィル感染症拡大予防のため中止とせざるをえませんでした。インターネットを活用するなど感染症に配慮した新たな取り組みにもつながっています。

このような中、377万人の横浜市民の多様なニーズを踏まえ、引き続き、職員が一丸となり業務に取り組んでまいりますが、センター事業のスムーズな推進にあたり、市民の皆様、関係諸機関におかれましては、これまで以上に一層の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症流行の終息を切に願い、巻頭言とさせていただきます。

令和3年7月吉日

横浜市健康福祉局 担当理事
こころの健康相談センター
センター長 白川 教人

目 次

「こころの健康相談センター」所報第 19 号の発行に際して

ページ

第 1	横浜市こころの健康相談センターの概要	4
1	沿革	
2	所在地	
3	組織	
4	令和 2 年度 横浜市こころの健康相談センター事業	
第 2	事業概要	9
1	技術援助	10
(1)	区福祉保健センターへの技術援助	
(2)	その他の機関への技術援助	
2	精神保健福祉相談	12
(1)	電話相談等	
(2)	面接相談	
3	人材育成	15
(1)	センター主催研修	
(2)	他機関主催研修への講師派遣	
(3)	実習生等受け入れ	
4	普及啓発	18
(1)	広報印刷物の発行・配布	
(2)	市民を対象とした講演会	
(3)	その他	
5	調査研究・学会発表	20
(1)	学会発表等	
(2)	執筆	

6	精神医療審査会の審査に関する業務	21
(1)	精神医療審査会の開催	
(2)	審査結果	
7	自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳	22
(1)	意見聴取の実施	
(2)	自立支援医療（精神通院医療）の認定	
(3)	精神障害者保健福祉手帳の判定	
8	自殺対策事業	23
(1)	会議等	
(2)	普及啓発	
(3)	未遂者再発防止事業	
(4)	インターネットを活用した相談事業	
(5)	遺族支援関係	
(6)	人材育成関係	
(7)	統計関係	
(8)	その他	
9	依存症対策事業	27
(1)	依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）	
(2)	依存症回復プログラムの実施	
(3)	人材育成	
(4)	普及啓発	
(5)	横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催	
(6)	横浜市依存症関連機関連携会議の開催	
(7)	団体支援	
(8)	関連機関主催会議等への参加	
10	措置入院者退院後支援事業	32
(1)	事業の概要	
(2)	経過	
(3)	計画の内容	
(4)	実績	
11	こころの健康づくり推進事業	34
(1)	こころの電話相談連絡会	
(2)	療養されている方へのこころの健康相談窓口の設置	
(3)	災害時こころのケアに関する事業	

12 その他	35
--------	----

(1) 精神障害者入院医療援護金の助成

資料編	36
-----	----

1 横浜市こころの健康相談センター条例	37
---------------------	----

2 横浜市こころの健康相談センター規則	38
---------------------	----

3 精神保健福祉センター運営要領	42
------------------	----

第 1

横浜市こころの健康相談センターの概要

- 1 沿革
- 2 所在地
- 3 組織
- 4 令和2年度 横浜市こころの健康相談センター事業

1 沿革

平成 14 年	4 月	1 日	横浜市こころの健康相談センター設置 (精神保健福祉課内) 精神科三次救急 365 日・24 時間体制の実施
	6 月	1 日	精神科三次救急の移送業務の本格実施
	7 月	1 日	夜間・休日「こころの電話相談」の開始
平成 15 年	4 月	1 日	精神科二次救急の土日の 24 時間体制の実施 精神科救急医療情報窓口への職員派遣の開始
平成 16 年	10 月		精神科初期救急の実施
平成 18 年	3 月		機構再編 (健康福祉局)
平成 19 年	4 月		精神保健福祉課廃止にともない、単独の組織となる 自殺対策事業の実施
	6 月		精神科救急身体合併症転院事業の開始
	10 月		精神科二次救急の 24 時間体制の実施
平成 21 年	12 月		「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の開始
平成 22 年	4 月		「横浜市中期 4 か年計画」に基づく自殺対策を開始
平成 24 年	7 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」となる
平成 28 年	4 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」から「横浜市地域自殺対策推進センター」に変更
平成 28 年	10 月		依存症回復プログラム実施開始
平成 29 年	5 月		措置入院者等の退院後支援開始 依存症相談窓口開設
令和 2 年	2 月		現在地に移転
	3 月		依存症相談拠点となる
	4 月		機構改革 (健康福祉局障害福祉保健部に名称変更) 救急医療係が、こころの健康相談センターから精神保健福祉課に再編される。

2 所在地 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

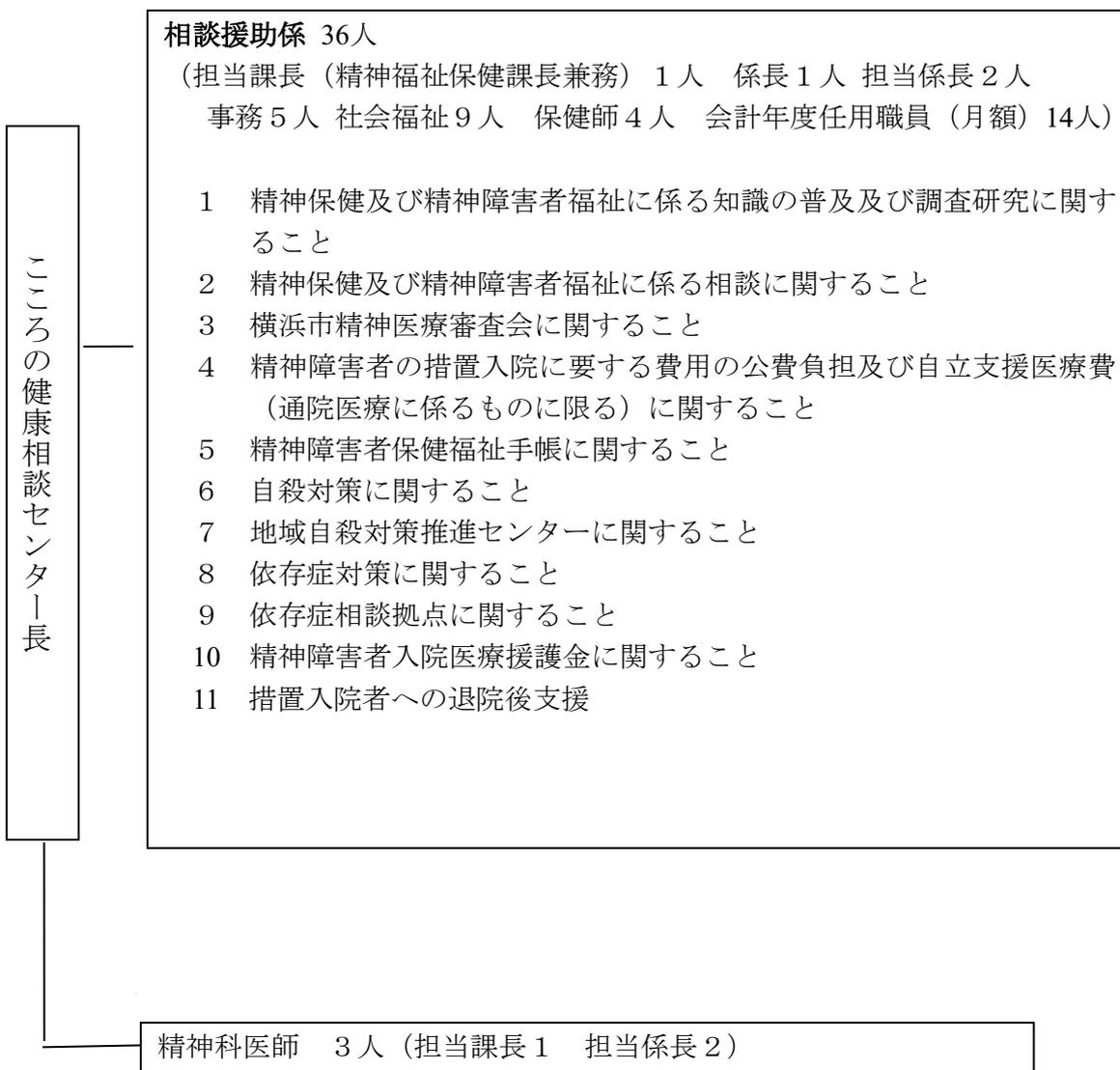
横浜市中区本町 2 丁目 22 番地 京阪横浜ビル 10 階 電話 045-671-4455 (代表)

(移転履歴)

平成 14 年 4 月～	横浜市中区尾上町三丁目 39 尾上町ビル 6 F、7 F
平成 18 年 3 月～	横浜市中区港町 1 横浜市庁舎 7 階
平成 19 年 4 月～	横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 4 F
平成 24 年 7 月～	横浜市中区日本大通 18 KRC ビル 6 階
令和 2 年 2 月～	現在地

3 組 織 (令和3年3月31日現在)

健康福祉局 障害福祉保健部 こころの健康相談センター



4 令和2年度 横浜市こころの健康相談センター事業

横浜市こころの健康相談センター（以下「当センター」という。）は、「精神保健福祉センター運営要領」（厚生労働省通知健医発第57号）に基づき、次の業務を実施しています。

(1) 技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、区福祉保健センターをはじめ関係機関に対し、専門的立場から技術援助を行います。

(2) 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、区福祉保健センターや関係機関と連携を図りながら面接や電話相談等を行います。

(3) 人材育成

精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を目的とし、区福祉保健センター等の関係職員を対象とした、専門的研修等の教育研修を開催しています。また、他機関からの依頼に基づき、当センター職員を講師として派遣しています。

(4) 普及啓発

精神疾患や精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会、インターネット、広報印刷物等での情報発信を行っています。

(5) 調査研究・学会発表

精神医療や保健、福祉に関する資料の収集や研究をとおり、最新の精神保健福祉活動の実態を把握し、区福祉保健センターや関係機関等に情報提供を行っています。

(6) 精神医療審査会の審査に関する業務

精神保健福祉法第38条の4の規定に基づく入院患者等からの退院及び処遇の改善請求の受付、調査を実施しています。また、市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告及び入院患者等からの退院及び処遇の改善請求について、入院または処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しています。

(7) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

障害者総合支援法第53条第1項の規定に基づく自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉法第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行い、交付事務も合わせて行っています。

(8) 自殺対策事業

社会問題となっている“自殺の問題”に対応するため、平成14年度より、精神保健福祉施策の一環として、自殺対策事業を実施してきました。国の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、平成30年度には横浜市自殺対策計画を策定しました。

自殺対策に係る普及啓発として、講演会の開催や自殺対策ホームページの運用、自殺対策強化月間におけるキャンペーンのほか、地域の開業医や区福祉保健センター等の職員を対象とした研修会の実施、自死遺族への支援、自殺未遂者への支援などを行っています。

(9) 依存症対策事業

国の定める「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき依存症相談窓口を設置し、専用電話番号での相談を受けるとともに、面接相談を実施しています。依存症者への再発予防プログラムとして『横浜版依存症回復プログラム「WAI-Y」』を実施するとともに、依存症問題で困っているご家族を対象として依存症家族教室を実施しています。令和元年度からは依存症相談拠点となり、地域の関係者の皆様との連携を深め、包括的な支援を行うための取り組みをさらに進めています。

(10) 措置入院者退院後支援事業

特に手厚い支援を必要とすることが多い措置入院者に対し退院後の支援を継続的かつ安定的に実施するために、平成29年4月に本市ガイドラインを策定し、同年5月から事業を開始しています。

平成30年4月には現行法下での国のガイドラインが通知され、それに準じて本市ガイドラインについても改定し、様式等の整理も行い、事業を継続しています。

(11) こころの健康づくり推進事業

こころの健康に関心を持ち、精神的に不健康な状態や精神疾患に対して早期に対処し、こころの健康が保持増進できるよう、市ホームページやリーフレット配布、講演会等を通して情報発信を行っています。また、こころの健康に関する電話相談を行っています。

(12) その他

・精神障害者入院医療援護金の助成

精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に「任意入院」又は「医療保護入院」している精神障害者に対して、横浜市精神障害者入院医療援護金助成制度に基づく医療費の扶助を行いました。

第2 事業概要

- 1 技術援助
- 2 精神保健福祉相談
- 3 人材育成
- 4 普及啓発
- 5 調査研究・学会発表
- 6 精神医療審査会の審査に関する業務
- 7 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳
- 8 自殺対策事業
- 9 依存症対策事業
- 10 措置入院者退院後支援事業
- 11 こころの健康づくり推進事業
- 12 その他

1 技術援助

(1) 区福祉保健センターへの技術援助

区福祉保健センターからの複雑困難ケースに関する相談等に対して、助言や支援方針の確認、事例検討を行いました。

ア 電話や面談等を通しての技術援助

【実績】表 1-1、1-2 参照

イ 区福祉保健センター主催会議への出席

- ・精神保健福祉行政連絡会（神奈川区、中区、磯子区）
- ・神奈川区生活困窮者自立支援制度 セーフティネット会議
- ・北部ブロック会議
- ・栄区セーフコミュニティにおける自殺予防対策分科会（書面開催）

ウ こころの健康相談センター主催会議の開催

自殺対策担当者連絡会や電話相談関係機関連絡会等を実施し、関係機関職員間連携の強化や専門的立場からの助言・意見交換を行いました。

【実績】表 1-3 参照

(2) その他の機関への技術援助

医療機関等関係機関からの個別ケースの電話相談等に対し、助言や援助方針の確認を行いました。また、横浜市障害者相談支援事業実施要項に基づく二次相談支援機関として、横浜市障害者二次相談支援機関連絡会議に参加しました。

【実績】表 1-4、1-5 参照

表1-1 区福祉保健センターへの技術援助

(件)

	方 法						計
	電話 (Eメール含む)			来所・出張 (訪問)			
	個別相談 ケース	事業運営に 関する相談等	その他	個別相談 ケース	事業運営 に関する相談等	その他	
計	35	8	4	1	1	0	49

表1-2 区福祉保健センターへの技術援助における相談内容

(件)

内容	高齢者 精神保健	社会復帰	依存症	思春期	心の健康 づくり	うつ	てんかん	その他	計
計	3	0	25	0	7	0	0	14	49

表1-3 会議を通じた技術援助

こころの健康相談センター主催

会議名	回数
電話相談連絡会	1
自殺対策担当者連絡会	2
自殺対策庁内連絡会	1
自殺対策ネットワーク協議会 (分科会)	1
自殺対策ネットワーク会議	1
依存症関連機関連携会議 (アルコール健康 障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル等 依存症関連)	9
その他	0

表1-4 その他の機関への技術援助における対象別件数

対象機関	件数	主な機関例
医療機関	21	病院、クリニック
市内行政機関	16	健康福祉局生活支援課、区広報相談係等
市外行政機関	10	他都道府県精神保健福祉センター等
その他	73	警察署、地域ケアプラザ、障害者支援施設等
合計	120	

表1-5 その他の機関への技術援助における相談内容別件数

内容	高齢者 精神保健	社会復帰	依存症	思春期	心の健康 づくり	うつ・うつ 状態	その他	計
計	0	2	66	0	7	1	44	120

2 精神保健福祉相談

(1) 電話相談等

ア 相談件数

	延べ件数
自死遺族ホットライン ※1	49
依存症個別相談 ※2	879
措置入院者退院後支援	2,936
こころの電話相談 ※3	7,042
その他(「療養されている方へのこころの健康相談」含む)	168

※1…自死遺族ホットライン (電話相談)

実施日：月2回 ※平日の第1・第3水曜日 10:00～15:00 まで

内 容：身近な人や大切な人を自死(自殺)で亡くした方を対象とした電話相談を行いました。

※2…依存症個別相談 (電話・来所面接) ※来所面接は予約制

実施日：月曜から金曜(祝日を除く) 8:45～17:00 まで

内 容：専用電話を設け、依存症の問題でお悩みの本人やその家族、関係機関等を対象に、電話や面接による相談に対応しました。

※3…こころの電話相談

実施日：平日夜間(17:00～21:30 受付)、土日・祝日(8:45～21:30 受付)

内 容：専用電話を設け、相談員が対応しました。

相談は匿名で受けており、傾聴、助言及び情報提供を行いました。継続的な支援が必要と判断した場合は福祉保健センター等の情報提供をしました。

イ 相談状況

表 2-1 ～表 2-5②参照

(2) 面接相談

【実績】

ア 相談件数

	延べ件数
依存症相談	134
措置入院者退院後支援	224
その他	18

イ 相談状況 表 2-6 ～表 2-8②参照

【電話相談】

表2-1 自死遺族ホットライン（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		49										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		17	29	3								49
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
0		0	1	2	8	16	2	6	0	14	49	
故人との関係	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明	自死遺族でない				計	
	23	6	2	10	8	0	0				49	

表2-2 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数 (手紙・メール含む)		延数									
		879									
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70代以上	不明	計
		1	37	111	107	195	139	75	48	166	879
主たる依存対象								本人	家族	その他	小計
	アルコール							111	178	16	305
	薬物							105	81	9	195
	ギャンブル							63	86	2	151
	その他（ネット・ゲーム含む）							104	106	18	228
	小計							383	451	45	879

表2-3 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談件数		延数									
		2,936									
相談者の状況	年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		140	393	634	768	518	336	147	0	2,936	
	本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明	計	
113		16	62	1	5	2,735	4	0	2,936		

表2-4① こころの電話相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数										
		7,042										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		5,586	290	1,166								7,042
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
7		91	343	611	1,129	1,835	996	513	114	1,403	7,042	
本人との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	不明	その他			計	
	5,665	139	45	19	30	2	1,109	33			7,042	

表2-4② こころの電話相談（相談件数の内訳）

	アルコール問題	薬物問題	老人精神	思春期	心の健康	精神疾患	その他	計
1 精神科の病気（症状、治療）に関すること	3		2		8	636	87	736
2 精神科以外(症状、治療)の病気に関すること			2		24	167	54	247
3 食行動の問題				1	1	11	2	15
4 ひきこもりについて					1	1	5	7
5 性についての悩み、不安				3	5	9	19	36
6 自分の性格			3	6	132	840	186	1,167
7 育児、しつけ				2	4	8	14	28
8 学校関係（いじめ、不登校）				4	3	5	6	18
9 家族関係		3	4	1	179	289	206	682
10 近隣知人の問題			2		22	67	53	144
11 職場人間関係					45	47	49	141
12 その他の対人関係			1	1	47	192	80	321
13 非行、反社会的行動						3	2	5
14 仕事、働くことについて					60	218	99	377
15 経済的問題					7	30	27	64
16 病院、社会資源等の情報	2		4	2	10	137	48	203
17 公的制度の情報					10	30	38	78
18 話がしたい			3		34	692	128	857
19 内容不明			2		3	93	252	350
20 当センターの利用について						30	101	131
21 その他	2	1		1	87	217	1,127	1,435
計	10	1	23	21	682	3,722	2,583	7,042

表2-5① その他（新型コロナウイルス感染症療養者電話相談含む）（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		168										168
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計	
		79	23	66							168	
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	6	9	4	6	7	19	6	111	168	
本人との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明			計	
	107	18	6	6	4	6	13	8			168	

表2-5② その他（新型コロナウイルス感染症療養者電話相談含む）（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ状態 うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	1	6	18	0	0	2	66	3	1	1	70	168

※「その他」：精神疾患に関する相談など

【面接相談】

表2-6 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		134										134
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70代以上	不明	計	
		0	1	26	20	40	29	10	5	3	134	
	主たる依存対象								本人	家族	その他	小計
		アルコール							23	19	3	45
		薬物							18	12	0	30
		ギャンブル							20	12	1	33
		その他（ネット・ゲーム含む）							15	10	1	26
小計							76	53	5	134		

表2-7 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談者の状況	相談件数（延数）	224										計
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	11	29	49	61	45	21	8	0	224	
対象者との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明			計	
	186	1	2	0	0	35	0	0			224	

表2-8① その他（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		18										18
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計	
		9	9	0							18	
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	0	0	0	0	1	16	0	1	18	
本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明			計		
	16	1	1	0	0	0	0			18		

表2-8② その他（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ状態 うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	1	0	15	0	0	0	1	0	1	0	0	18

※「その他」：精神疾患に関する相談など

3 人材育成

オンライン講座や書面開催等の工夫をし、精神保健福祉に関する知識習得や技術的水準の向上を目指し、研修の実施や講師派遣を行いました。

(1) センター主催研修

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数	
7・8月	精神保健福祉業務 新任者研修（1・2回） （精神保健福祉課共催）	新任者を対象とした業務研修（精神保健福祉業務マニュアル、医療観察法、自立支援医療、精神保健福祉手帳、関係機関への支援について等）	当センター職員 精神保健福祉課職員 区職員	25人	
12月	精神保健福祉基礎講座 （e-ラーニング）	統合失調症編（1）	統合失調症の概念や症状について	当センター医師	248人
		統合失調症編（2）	統合失調症の治療と対応方法について	当センター医師	202人
		お薬編（1）	向精神薬の精神医療における位置づけについて	当センター医師	199人
		お薬編（2）	向精神薬の分類と種類、効果・効能について	当センター医師	176人
	依存症 リカバリースタッフ向け 研修	支援者のセルフケアについて学ぶ①		横浜市立大学医学部 松下年子氏	15人
		支援者のセルフケアについて学ぶ②		久里浜医療センター 松崎尊信氏	13人
		支援者のセルフケアについて学ぶ③		神奈川県立精神医療センター 小林桜児氏	11人
	相談実践研修	「死にたい」にどう対応するか（自殺に至る心理状態とリスクアセスメントから相談対応について）		NPO 法人 OVA 伊藤次郎氏	96人
2～3月	ゲーム依存研修会 子どもの心と体について考える～「ゲーム依存」に対してチーム学校としてできること～ （教育委員会共催） ※e-ラーニング	児童精神科医の視点から見た子供のゲーム依存について学ぶ	横浜市立大学附属市民総合医療センター 藤田純一氏	70人	

(2) 他機関主催研修への講師派遣

他機関からの依頼により、当センター職員を派遣しました。

開催月	研修名	内容	講師	参加 延人数
5月	生活習慣病対策事業新任者研修	生活習慣病とこころの健康、睡眠・休養、飲酒、自殺対策について	当センター医師	書面開催
8月	青少年育成センター主催 子ども・青少年の理解につながる研修 基礎編「依存」～いま知っておくべき 依存症のこと～	依存症の理解と対応について	当センター医師	20人
10月	泉区人権啓発研修	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	当センター医師	16人
11月	神奈川県精神障害者ホームヘルパー養成研修	地域の精神保健福祉の現状と精神障害に関する社会資源について	当センター職員	23人
2月	港南区施設交流会	コロナに負けない心のケアについて	当センター医師	40人
	精神障害者ホームヘルパー養成研修	地域の精神保健福祉の現状と精神障害に関する社会資源について	当センター職員	16人
	久里浜医療センター主催 依存症相談対応指導者養成研修(ゲーム・インターネット依存症)	ネット・ゲーム依存の地域連携と回復支援について	当センター職員	110人

(3) 実習生等受け入れ

各区福祉保健センターで社会福祉援助技術実習または精神保健福祉援助実習を行っている実習生を、実習プログラムの一環として受け入れました。

内 容	実施日	人数
こころの健康相談センター事業概要説明等	9月1日	8人
	9月15日	8人
	9月29日	6人
	10月27日	8人

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及を図るため、広報印刷物の発行や講演会等の開催をしています。コロナウイルス感染症拡大に伴い SNS 等を活用しこころの健康保持のための啓発活動を行いました。

(1) 広報印刷物の発行・配布

当センターで発行し、市民、行政機関、相談機関、医療機関などの関係機関に配布しました。

名 称	発行時期
統合失調症ってどんな病気？	平成 29 年 1 月
こころの病気について理解を深めよう	平成 31 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
それって、ストレスのせいじゃない？	令和 2 年 2 月
依存症って知っていますか？	平成 30 年 12 月
ギャンブル等依存症普及啓発用カード	令和元年 5 月 (令和 2 年 12 月改訂)
依存症のお悩みを抱えるあなたへ	令和 2 年 3 月
あなたに知ってほしい	毎年度 8 月
身近な人が「うつ病」になったら・・・	平成 26 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
うつ病ってどんな病気？	平成 28 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
みんなでゲートキーパー宣言！	平成 25 年 3 月 (令和 2 年 4 月改訂)
自死遺族について知ってほしいこと	平成 26 年 10 月 (令和元年 8 月改訂)
ご家族や大切な方を自死（自殺）で亡くされたあなたへ	平成 27 年 2 月 (令和元年 8 月改訂)
自死遺族「ホットライン」と「遺族の集い」のお知らせ	毎年度 3 月
ギャンブル等依存症やゲーム障害などの行動依存について	令和 2 年 6 月
依存症のお悩みを抱えるご家族の皆様へ	令和 3 年 3 月
主な相談窓口	令和 2 年 3 月

(2) 市民を対象とした講演会

市大エクステンション講座（横浜市立大学との共催講演会）

「災害時のメンタルヘルス～こころの健康を保つために・・・With コロナ」

日時：令和3年2月24日(水) 【中止】

(3) その他

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、重点的にこころの健康保持についての情報発信を行いました。

ア 広く市民に向けて情報発信を行いました。

実施月	内容	広報媒体・主な広報先
4・5月	「新型コロナウイルス感染症とこころの健康」 「新型コロナウイルス感染症と依存症」	本市ホームページ ラジオ広報番組 市広報動画
6・7月	「新型コロナウイルス感染症で療養されている皆様へ」	かながわ依存症ポータルサイト
7・10月	「こころの健康を保つために with コロナ」	区役所、市民利用施設、療育関係機関、勤労者関連施設、福祉関係機関、つどい実施団体等へチラシ配布
9・10月	「医療機関・福祉施設等で働く皆様へ」	

イ 仕事が忙しい方に対しても取り入れやすい健康情報を定期的に配信している「よこはま企業健康マガジン」（健康福祉局）にコラムを掲載しました。

実施月	内容
8月	「新型コロナウイルス感染症とこころの健康」「新型コロナウイルス感染症と依存症」
令和3年 2月	「ストレスたまっていませんか？良い睡眠でストレス解消を！」等
3月	「規則正しい生活と自分に合ったセルフケアでリラックスできる時間を増やしましょう！～不安を和らげる呼吸法の紹介～」等

5 調査研究・学会発表

(1) 学会発表等

なし

(2) 執筆

発表誌名	発表内容	執筆者
日本アルコール関連問題学会雑誌 第21巻第2号	専門家と薬物依存症当事者による協働的な研修が生活保護担当ケースワーカーの薬物依存症の支援態度に与える影響	片山・白川
令和2年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業） 「再犯防止推進計画における薬物依存症者の地域支援を推進するための政策研究（19GC1014）」分担研究報告書	薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究	白川・杉浦・片山
令和2年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業（精神障害分野） 「ギャンブル等依存症の治療・家族支援の推進のための研究」分担研究	精神保健福祉センターにおける回復プログラムの効果検証 医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究	白川・杉浦・片山

6 精神医療審査会の審査に関する業務

(1) 精神医療審査会の開催

ア 合議体

医療委員 3 名、法律家委員 1 名及び有識者委員 1 名で構成する合議体を 4 組編成し、審査会を毎月第 1～4 木曜日に開催しました。

イ 全体会

各合議体で共通する運営上の課題について議論するための全体会を開催しました。

【書面開催】

日時：令和 2 年 10 月 27 日（火）

議事：横浜市精神医療審査会の運営概要について
横浜市精神医療審査会運営要領の改正について
書面審査について
質問事項

参加者：医療委員 12 名、法律家委員 4 名、有識者委員 4 名

(2) 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された定期の報告等について、入院の可否を審査しました。
(件)

	審査	審査結果		
		適当	移行	不要
医療保護入院者の入院届	3,963	3,963	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	1,471	1,471	0	0
措置入院者の定期病状報告	6	6	0	0
計	5,440	5,440	0	0

イ 退院または処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の可否または処遇の適否について審査しました。

(件)

	請求	審査	審査結果	
			適当	不適當
退院請求	219	90	86	4
処遇改善請求	51	14	12	2
計	270	104	98	6

7 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

(1) 意見聴取の実施

センター長が判断するにあたり、外部精神保健指定医 5 名を嘱託医師として委嘱し、毎月 2 回（変則あり）、計 24 回意見聴取を実施しました。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定

申請書に添えられた診断書に基づき、自立支援医療(精神通院医療)の適否を認定しました。

(件)

認定件数 ※	認定結果
23,118	23,094（承認）

※「認定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

(件)

申請件数	判定件数 ※	判定結果	
21,899	14,631	【 1 級 】	1,421
		【 2 級 】	6,547
		【 3 級 】	6,591
		【 不承認 】	72

※「判定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

8 自殺対策事業

「横浜市自殺対策計画」に基づき、事業を実施しました。令和2年度の組織改編により、障害企画課が実施していた事業もこころの健康相談センターに集約しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、自殺リスクが高まる可能性があったことから、インターネットを活用した相談事業では、検索連動広告の範囲を増やし、より専門相談へ繋がるよう取組を強化しました。自死遺族の集い「そよ風」は、4～5月は中止としました。6月以降は、時間を短縮するなどの工夫をして継続して開催しました。自殺対策強化月間では、従来 of 街頭キャンペーンに変え、9月は県の自殺対策カラーである緑のライトアップによる啓発、3月は若年層・女性をターゲットとしてリーフレットや相談先の配布を実施しました。

(1) 会議等

ア 自殺対策ネットワーク協議会

本市の自殺対策に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進を目的に、外部委員と庁内委員で構成する懇談会であり、かながわ自殺対策会議の地域部会として位置付けて、開催しました。

イ 自殺対策庁内連絡会議

総合的な自殺対策の推進のための庁内連携会議として、自殺の現状や自殺対策の認識の共有を図るほか、自殺対策計画に基づき、関係各課の取組状況の確認などを行いました。

ウ かながわ自殺対策会議

神奈川県内の様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、四州市が事務局となり開催しています。

【実績】2回開催（書面）

エ その他

(ア) 九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議

九都県市が共同でキャンペーンを実施するための調整会議です。「気づいてください！体と心の限界サイン」の標語は、九都県市の統一標語として、各リーフレットやポスター等に使用しています。

【実績】1回開催（書面）。

(イ) 栄区セーフコミュニティ

栄区では、「致命的な事故やけがは、その原因を究明することで予防できる」という考えに基づき、地域ぐるみで予防活動を展開するまちとして、セーフコミュニティの認証を受け取組を実施してきており、自殺対策分科会として、年2回程度会議が開催されています。当センターは、オブザーバーとして参加しました。

【実績】2回開催（書面）

(2) 普及啓発

ア 9月の強化月間における取組

(ア) 横浜駅街頭キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響で、実施方法を変更し、横浜駅6社に、世界自殺予防デー及び自殺予防週間に合わせて駅構内でのポスター掲出、ちらしの配布、構内アナウンスの実施の協力依頼を行いました。

(イ) 特別相談会

自殺予防週間中の相談支援事業の集中的実施の一環として、市民情報室で多重債務とこころの健康相談を主とした、自殺予防週間特別相談会（対面相談）を実施しています。令和2年度は弁護士相談と同時開催し、新型コロナウイルス感染症の影響で電話相談として実施しました。

【実績】相談件数：4件

(ウ) デジタル広告・交通広告

デジタル広告を作成し、市民の目につきやすい場所への掲出を行いました。

(エ) ライトアップ

横浜駅街頭キャンペーンに代えて、横浜三塔、コスモクロック21、鶴見つばさ橋を県と共催で、県の自殺対策カラーである緑色にライトアップし啓発を実施したほか、文化観光局の協力を得て、「願いの塔・横浜マリンタワー」のライトアップも実施しました。

イ 3月の強化月間における取組

(ア) 若年層向け啓発

相談先一覧の二次元バーコードを掲載したマスクケースや若年層向けリーフレット等をセットにし、市内専門学校と横浜市立大学に配布しました。

(イ) デジタル広告・交通広告

デジタル広告を作成し、市民の目につきやすい場所への掲出を行いました。

(ウ) その他

女性の自殺者数が増加したことを受け、女性向けの啓発として、乳がん・子宮がん検診を行っている医療機関に、リーフレット等を配布しました。

(3) 未遂者再発防止事業

ア 救急救命センターにおける自殺未遂者再発防止事業（委託）

救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対して、再企図を防ぐため、専門職員による集中的なフォローを行う事業を実施しました。また、未遂者再発防止を目的に、関係機関職員対象の実務者研修を行い、自殺予防を担う人材の養成を実施しました。

イ 自殺未遂者フォローアップ調査事業（委託）

二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して、再度の自殺企図を防ぐことを目的に、精神科診療所（以下「診療所」）による精神医学的介入、ケースマネジメント及び定期的なフォローアップを行いました。

ウ ハイリスク地対策（委託）

市内のハイリスク地において自殺未遂及びその疑いがある方に対し、関係各所の協力を得て、自殺を未然に防ぐことを目的に精神医学的介入を実施しました。

(4) インターネットを活用した相談事業（委託）

若年層の自殺の減少に向けて、若者の特性を踏まえ、インターネットを活用するとともに、自殺を考える人の心理特性を捉えた、市民がつながりやすい相談支援・情報提供を実施する体制を構築することを目的に実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには休業、失業等により自殺のリスクが高まる可能性があったことから、より専門相談へ繋がるよう取組を強化しました。

(5) 遺族支援関係

ア 自死遺族ホットライン

「2 精神保健福祉相談」に掲載。

イ 自死遺族の集い「そよ風」

自死遺族支援の一環として、自死遺族のつどい「そよ風」を月1回（第3金曜日）開催しました。

【実績】10回開催、延べ62人参加

ウ 神奈川県警察と連携した遺族への情報提供

警察が把握した自死遺族への相談先等の周知及び警察官への自殺対策への理解の促進を図ることを目的に、神奈川県警を通じて、リーフレットの配付を実施しました。

エ 自死遺族支援事業担当者連絡会

四州市が事務局となり、自死遺族支援事業を行っている行政担当者及び関係機関職員で情報交換と検討を行いました。

【実績】1回開催

(6) 人材育成関係

ア 自殺対策基礎研修

市職員及び市内関係機関職員等を対象に、自殺対策の基礎を知り、日常業務に活かすための研修として実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止しました。代替として、視聴覚教材を作成しました。

イ 相談実践研修

「死にたい」という相談又は死をにおわせる相談者に対して、自殺のリスクをアセスメントした上で、他の相談機関等と連携し、相談対応することができる援助者を育成する目的で実施しました。

ウ うつ病対応力向上研修（かかりつけ医研修）

平成20年の厚生労働省通知「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業の実施について」の「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要綱に基づき、四州市が事務局となり実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止しました。

「こころといのちの地域医療支援事業（自殺対策）研修企画委員会」は、書面にて1回開催しました。

エ 学校出前講座

かながわ会議で共通実施している若年層対策として、学校において主に自殺予防を趣旨とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るため、横浜市内の学校を対象に「自殺対策に関する学校出前講座」を実施しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の関係で、講座は実施できず、学校への事業説明のみを行いました。

(7) 統計関係

令和元年度の横浜市の自殺の状況について、自殺統計（警察統計）データ、人口動態統計データの集計、解析を行い、会議や関係団体へ提供しました。

(8) その他

ア 横浜市自殺対策計画の進捗管理

横浜市自殺対策計画の推進のために、庁内の関連施策の担当課とともに、事業の評価及び次年度計画の確認を行いました。進捗状況のデータは、会議等へ提供しました。

イ 区局への事業実施支援

区局主催の普及啓発事業に際して、パネルやのぼり、リーフレット、デジタル教材等の貸出及び配布を行いました。また、メールを活用し、随時、区担当者への情報共有を進めました。

9 依存症対策事業

今まで取り組んできた個別相談、家族教室、本人向け集団治療回復プログラムなどに加え、行政、医療、保健・福祉、司法などの関係機関と顔の見える関係づくりを進めながら、地域の依存症対策に関する情報や課題の共有を図る場として横浜市依存症関連機関連携会議を開催しました。

また、依存症対策の推進にむけた「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）」の策定を進めました。

(1) 依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）

当センターへの個別相談を通じて依存症家族教室への参加を希望した家族を対象に、家族自身が依存症について正しく理解し、どのように依存症問題等を抱える本人と関わっていけばよいか考える場として、家族教室を実施しました。また、11月のアルコール関連問題啓発週間に併せ、平日日中の参加が難しい家族及び一般市民を対象に、家族向け夜間セミナーを実施しました。

【実績】

日程	内容	講師
4月24日	家族の回復とは ～横浜ひまわり家族会の活動について～ (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止)	横浜ひまわり家族会 理事長 岡田 三男 氏
5月26日	【家族向け夜間セミナー】 ギャンブル等依存症専門医療機関での治療と回復 (新型コロナウイルス感染症対策のため、コラム作成に変更)	久里浜医療センター 精神科医長 松崎 尊信 氏
6月26日	依存症と女性の回復について ～インダーの活動について～ (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止)	女性サポートセンターインダー 施設長 小嶋 洋子 氏
7月31日	ギャンブル等依存症家族の回復とは ～ギャマノンからのメッセージ～ (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止)	ギャマノン メンバー3名
8月28日	第1回クラフト家族勉強会(※) (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止)	こころの健康相談センター
9月25日	本人の回復とは ～RDP横浜の活動について～	RDP横浜 リカバリースタッフ
10月23日	第2回クラフト家族勉強会(※)	こころの健康相談センター NPO法人ギャンブル依存ファミリーセンター ハウスホープヒル 町田 政明 氏
11月26日	【家族向け夜間セミナー】 家族が学ぶアルコール依存症	北里大学医学部 精神科医 朝倉 崇文 氏
12月20日	第3回クラフト家族勉強会(※)	こころの健康相談センター 横浜断酒新生会 家族会メンバー
1月24日	薬物依存症家族の回復とは ～ナラノンからのメッセージ～ (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催内容を変更)	ナラノン メンバー3名 こころの健康相談センター
2月28日	第4回クラフト家族勉強会(※)	こころの健康相談センター
3月26日	依存症と家族の回復	NPO法人ギャンブル依存ファミリーセンター ハウスホープヒル 代表 町田 政明 氏

※ クラフト (CRAFT) とは、家族などを対象にした、依存症者への関わり方や治療を勧める方法などを、テキストブックを用いて学ぶプログラムです。

イ 依存対象別参加者数
表9-1参照

(2) 依存症回復プログラムの実施

当センター職員が個別面接を行い、回復プログラムへの導入が適切と判断した依存症者を対象に、依存症に対して有効とされている薬物依存症向け回復プログラムである「SMARPP」をベースとして、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症なども含めた様々な分野の依存症に対応するよう発展させた本市プログラム『WAI-Y』を実施しました。

ア 実施方法、内容、開催期間

テキストを用いて1クール8回（各回2時間）を、1クール実施しました。

実施回	内容	アドバイザー及び実施期間
第1回	依存の影響 依存症の7つの特徴	【アドバイザー】 カウンセリングルーム ベア 田中 剛 氏 【実施期間】 月1回クール6月3日～令和3年2月3日 (1月はお休み) ※週1回クール(6月8日～7月27日)は、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を中止しました。
第2回	回復への道のり	
第3回	引き金と渴望 リスクへの対処法	
第4回	私のまわりにある引き金 私の中にある引き金	
第5回	危険な状況(H. A. L. T)	
第6回	スリップを防ぐには	
第7回	スリップの正当化	
第8回	強くなるより賢くなる	

イ 対象別参加者数
表9-2参照

(3) 人材育成

依存症でお悩みの本人や家族等の相談や支援にあたる地域の支援者を対象に、研修を実施しました。

(4) 普及啓発

依存症に関する正しい知識を広め、偏見・差別を解消するために啓発活動を行いました。また、本人や家族等が早期に適切な治療・支援を受け、安心した生活を送ることができるよう、情報提供を行いました。厚生労働省の定める啓発週間に合わせて、広報での周知、市民向けセミナー開催、リーフレット作成などを実施しました。

ア ギャンブル等依存症問題啓発週間における啓発

ギャンブル等依存症対策基本法では、5月14日～20日をギャンブル等依存症問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民に向けたギャンブル等依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

- (ア) ギャンブル等依存症相談窓口紹介カードの配布
配布先：ボートピア、桜木町場外馬券販売所など、各区福祉保健センター、自助グループ、回復支援施設など
- (イ) 公共交通広告
 - ・内容：横浜市営地下鉄のブルーライン車内のLCD掲示板を活用し、相談を推奨するメッセージを送りました。
 - ・掲示期間：令和2年5月4日～5月31日までの啓発週間前後3週間
- (ウ) 広報よこはま特集記事の掲載
広報よこはま5月号の特集記事に、ギャンブル依存症のチェックリストなどの記事を掲載しました。
- (エ) 本市Twitterを活用した情報発信
広報よこはま5月号の記事及び本市ホームページの依存症個別相談（来所・電話）URLの情報を発信しました。
- (オ) 「ギャンブル等依存症やゲーム障害などの行動依存について」のリーフレット作成
新型コロナウイルス感染症対策のため夜間セミナーの開催は中止し、講師の久里浜医療センター精神科医長 松崎尊信 氏にコラムを依頼し、リーフレットを作成しました。

イ アルコール関連問題啓発週間における啓発

アルコール健康障害対策基本法では、11月10日～11月16日をアルコール関連問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民へのアルコール依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

- (ア) 家族向け夜間セミナー
市民に対しアルコール依存症についての知識を広め、市内の相談窓口や社会資源についての情報を提供しました。特に日中の時間帯に参加が難しい家族にフォーカスし、夜間セミナーとして実施しました。
- (イ) 公共交通広告
 - ・内容：横浜市営地下鉄のブルーライン車内のLCD掲示板を活用し、相談を推奨するメッセージを送りました。
 - ・掲示期間：令和2年11月1日～令和3年1月31日までの啓発週間の月を含む3か月間
- (ウ) 広報よこはま特集記事の掲載
広報よこはま11月号の特集記事に、アルコール依存症の相談窓口の案内、家族向け夜間セミナーを周知しました。
- (エ) 本市Twitterを活用した情報発信
広報よこはま11月号の記事及び本市ホームページの依存症個別相談（来所・電話）URLの情報を発信しました。

ウ その他

広報よこはま6月号の特集記事に、新型コロナウイルス感染症の状況にあわせた依存症相談窓口の案内、家族教室・依存症回復プログラムを周知しました。

(5) 横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催

本市の依存症対策について、有識者からの意見も受け検討を進めるために、4回依存症対策検討部会を開催しました。依存症対策の推進に向け課題を検討するとともに、今後、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人、家族への支援に着目した「横浜市依存症対策・地域支援計画（仮称）」の策定を進めました。

【実績】

- | | |
|-------------------|------------------|
| 第1回：令和2年6月3日（水） | 第2回：令和2年8月19日（水） |
| 第3回：令和2年11月20日（金） | 第4回：令和3年1月18日（月） |

(6) 横浜市依存症関連機関連携会議の開催

令和2年度より、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして、依存症関連機関連携会議（以下、連携会議）を開催することとなりました。今年度の連携会議では、現場のご意見を丁寧に伺いながら検討を進めるため、アルコール健康障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル等依存症関連の3つに分けて開催しました。

ア 開催内容

実施回	依存対象	日程	開催方法	議題
第1回	アルコール健康障害関連 薬物依存症関連 ギャンブル等依存症関連	6月23日 ～7月8日	書面開催	横浜市依存症関連機関連携会議の今後について
第2回	アルコール健康障害関連 薬物依存症関連 ギャンブル等依存症関連	9月4日 9月7日 9月9日	集合形式及び WEB形式の併用	横浜市依存症関連機関連携会議の研修計画及び開催方法について
第3回	アルコール健康障害関連 薬物依存症関連 ギャンブル等依存症関連	12月7日 12月11日 12月23日	集合形式及び WEB形式の併用	依存症支援のためのガイドライン（仮称）の必要性について

(7) 団体支援

地域における依存症の支援体制を構築するため、民間支援団体（自助グループ等を含む）が実施するセミナーや市民向けフォーラムなどの開催支援、会場内での当センター作成の啓発用リーフレット配布を行うなどの団体支援を行いました。

(8) 関連機関主催会議等への参加

【実績等】

主催	名称	開催日
厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課	薬物中毒対策連絡会議（書面開催）	10月15日
神奈川県精神保健福祉センター	神奈川県及び政令市依存症相談拠点機関連携会議（書面開催）	1月15日 ～1月29日
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	都道府県等依存症専門医療機関・相談員等合同全国会議（オンライン開催）	1月22日
横浜保護観察所	令和2年度薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会（書面開催）	3月11日
国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所	厚生労働省科学研究費補助金事業 松本班・嶋根班合同研究成果報告会（オンライン開催）	3月19日

依存症対策（本市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/>

表 9-1

依存症家族教室参加者数

	実人数	延人数
アルコール	32	36
薬物	6	10
ギャンブル	7	10
ネット・ゲーム	2	4
その他	1	2
合計	48	62

※ 11月に実施した夜間セミナー（37名）は除く

表 9-2

WAI-Y参加者数

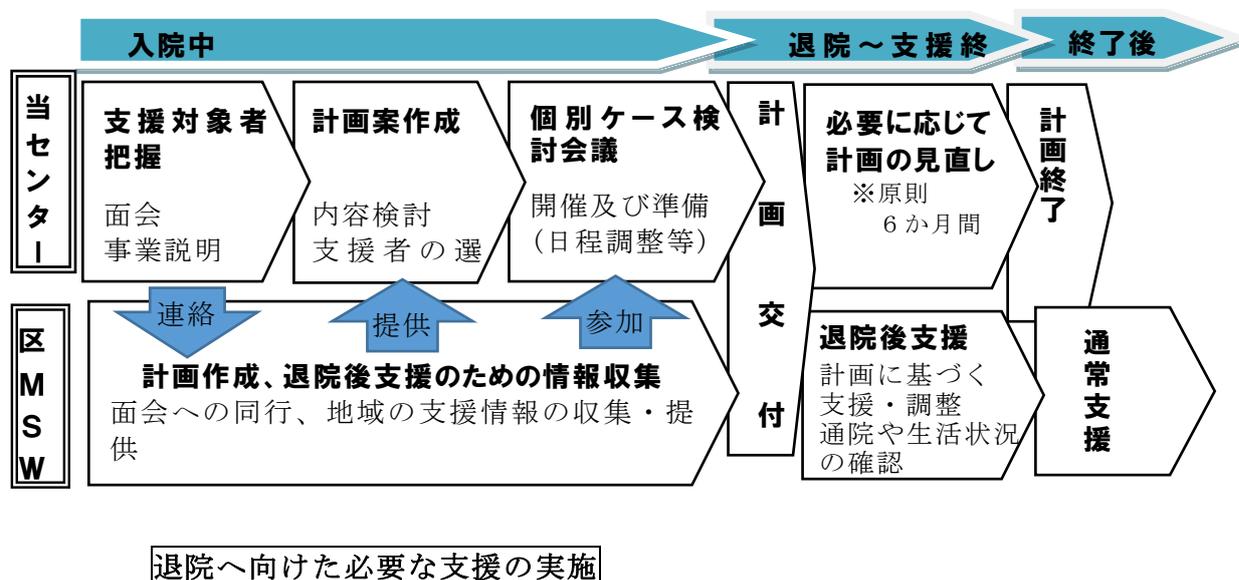
	実人数	延人数
アルコール	6	14
薬物	2	3
ギャンブル	2	4
ネット・ゲーム	0	0
その他	0	0
合計	10	21

10 措置入院者退院後支援事業

横浜市で措置入院した方が県外に帰住する場合には、本人に相談先を案内するとともに、本人同意に基づいて帰住先保健所に引継ぎをするモデル実施を行いました。

(1) 事業の概要

- ・措置入院者が退院後に医療を継続し安定した生活を送るための「退院後支援計画」を作成し、必要に応じた計画の見直し、再作成、決定、交付を計画期間終了まで行います。
- ・計画作成はこころの健康相談センター（以下、当センター）が、支援は各区福祉保健センター医療ソーシャルワーカー（以下、区MSW）が中心となり対応します。
- ・措置入院者に支援について説明し、作成申込みと支援に関する情報共有の同意を得ます。
- ・当センターが開催する「計画作成のための会議（以下、個別ケース検討会議）」において、本人、家族等、支援者間で「退院後支援計画」の内容を検討・確認・共有します。



(2) 経過

平成 28 年秋	措置入院者の退院後支援について本市ガイドラインの検討を開始。
平成 28 年 12 月	国の措置制度検証チームの検証結果に基づき、本市ガイドラインの検討を継続。
平成 29 年 4 月	本市ガイドラインを制定。 4 縣市間での情報の引継ぎについて取扱いを制定。
平成 29 年 5 月	ガイドラインをもとに試行開始し、協力病院を順次拡大。
平成 30 年 3 月	現行法下での国ガイドラインが通知され、本市ガイドラインを改定。
平成 30 年 4 月	本市事業を継続。
令和 2 年	県外帰住者情報引継ぎの実施

※ 4 縣市…本市、神奈川県、川崎市、相模原市

(3) 計画の内容

- ・ 計画には、支援担当機関、本人のニーズ、支援内容等が記載されます。
- ・ 計画の意義
 - 支援対象者が支援情報を把握する → 相談先・受けられる支援の明確化
 - 支援者間で支援情報を共有する → 必要な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすること
 - 支援期間 → 支援対象者が支援につながる事ができたかを確認する期間
- ・ 退院後支援期間終了後も、地域の中で必要な支援は継続されます。

(4) 実績（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月末：実数）

ア 作成申込

年度中に計画作成の意向確認をできた件数	計画作成申込		申込率
	有	無	
296	142	154	48.0%

イ 計画作成

年度中に計画作成した件数
107

11 こころの健康づくり推進事業

新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルス対策として、一般市民や新型コロナウイルス感染症で療養されている方、医療機関・福祉施設等で働く方を対象に、ホームページやTwitter、LINE、メールマガジン等を通じて情報発信を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症で療養されている方を対象に、療養されている方へのこころの健康相談窓口を開設し、こころの健康に関する電話相談を行いました。

(1) こころの電話相談連絡会

本市内でこころの健康に関する電話相談を実施している関係機関を対象に、連携・情報交換を目的として、こころの電話相談関係機関連絡会を開催しました。

【実施日】 2月19日

【開催方法】 書面開催

【参加者】 書面送付：47機関、事前アンケート回答：33機関、連絡会書面回答：16機関

【実施内容】 「緊急事態に係る電話相談対応～新型コロナウイルス感染症の影響～」について、アンケートを実施しました。集計結果を参加機関に送付し、コロナ禍での各機関の電話対応について情報共有をしました。

(2) 療養されている方へのこころの健康相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症で療養されている方を対象に、こころの健康に関する電話相談を行いました。

【実施期間】 ア 令和2年6月～令和2年10月 水曜日、金曜日（祝日除く）14時～16時

イ 令和2年11月～令和3年3月 月曜日、水曜日、金曜日（祝日、年末年始除く）14時～16時

【対象者】 ア 令和2年6月～令和2年10月 新型コロナウイルス感染症に感染し、宿泊療養施設（旧市民病院）で療養している方

イ 令和2年11月～令和3年3月 新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅もしくは宿泊療養施設等で療養している横浜市民もしくは市内で療養している方

【実績】 電話相談 21件

(3) 災害時こころのケアに関する事業

災害・事件・事故等の発生時に支援者に広く活用してもらうことを目的に、「災害時のこころのケアマニュアル」を簡潔にまとめ、「こころのケアハンドブック」として改定し、区福祉保健センター職員、防災拠点や福祉避難所の職員等に配布しました。

12 その他

(1) 精神障害者入院医療援護金の助成

同一病院に月に20日以上「任意入院」又は「医療保護入院」をし、入院患者及びその入院患者と同一の世帯に属する世帯員全員の市民税所得割額を合算した額が一定額以下である等、所定の助成要件を満たす者に対して、1か月あたり1万円を助成しました。

対象人員	助成延べ件数
2,544 人	16,967 件

資料編

	ページ
1 横浜市こころの健康相談センター条例	37
2 横浜市こころの健康相談センター規則	38
3 精神保健福祉センター運営要領（厚生省保健医療局長通知）	42

1 横浜市こころの健康相談センター条例

平成 14 年 3 月 18 日 条例第 18 号

横浜市こころの健康相談センター条例をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)を横浜市中区に設置する。

(平 19 条例 8・平 24 条例 39・一部改正)

(業務)

第 2 条 センターは、法第 6 条第 2 項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

(職員)

第 3 条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月条例第 8 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 24 年 6 月規則第 66 号により同年 7 月 2 日から施行)

2 横浜市こころの健康相談センター規則

平成14年4月1日

規則第34号

直近改正 令和2年3月31日規則第34号

横浜市こころの健康相談センター規則をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター規則

(趣旨)

第1条 横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)の事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(事務分掌)

第2条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談に関すること。
- (3) 横浜市精神医療審査会に関すること。
- (4) 精神障害者の措置入院に要する費用の公費負担及び自立支援医療費(通院医療に係るものに限る。)に関すること。
- (5) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (6) 自殺対策に関すること。
- (7) 地域自殺対策推進センターに関すること。
- (8) 依存症対策に関すること。
- (9) 依存症相談拠点に関すること。
- (10) 精神障害者入院医療援護金に関すること。

(平19規則37・平21規則39・平26規則28・平27規則38・平30規則22・令2規則34・一部改正)

(係の設置)

第3条 センターに、相談援助係を置く。

(令2規則34・全改)

(職員)

第4条 センターにセンター長、係に係長その他の職員を置く。

(平15規則59・平18規則84・平19規則37・一部改正)

(職務)

第5条 センター長は、健康福祉局障害福祉保健部長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長は、センター長の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(平18規則84・令2規則34・一部改正)

(専決等)

第6条 センター長は、センターに係る次の事項を専決することができる。

(1) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関する事。

(2) 職員(センター長を含む。以下同じ。)の軽易な職務に専念する義務の免除に関する事。

(3) 職員の日帰りの市外出張に関する事。

(4) 職員の市内出張に関する事。

(5) 職員の休暇その他の願届出を要するもの(欠勤を除く。)の処理及び勤務命令に関する事。

(6) 1件100,000円未満の物品の購入又は修理(改造等を含む。)の決定に関する事。

(7) 物品の出納通知に関する事。

(8) その他前各号に準ずる事項に関する事。

2 センター長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、センター長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)の例による。

(平19規則37・全改)

(報告)

第7条 センター長は、毎月前月中における業務実績を健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

2 センター長は、必要と認めた事項については、その都度健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

(平18規則84・令2規則34・一部改正)

(準用)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、横浜市事務分掌規則(昭和27年10月

横浜市規則第 68 号)その他市に関する諸規程の例による。

(平 19 規則 37・一部改正)

(委任)

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 18 規則 84・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月規則第 59 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月規則第 37 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月規則第 39 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月規則第 28 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月規則第 38 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月規則第 22 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月規則第 34 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

3 精神保健福祉センター運営要領

健医発第 57号 平成8年1月19日
厚生省保健医療局長通知

最終改正

障発 0426 第6号 平成25年4月26日

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神科保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定

業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

横浜市こころの健康相談センター所報

第 19 号（令和 2 年度）

横浜市こころの健康相談センター

令和 3 年 7 月発行

〒231-0005 横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 10 階

電話 (045) 671-4455

FAX (045) 662-3525